

令和8年（2026年）3月18日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市行政改革推進委員会

委員長 牛山 久仁彦

### **第3次小田原市行政改革実行計画の見直しについて（答申）**

令和7年7月31日付け企第1484号により当委員会に諮問された標記事項について、慎重に審議したところ、別添（第4次小田原市行政改革実行計画案）のとおり結論を得たので答申します。

新たな計画の策定にあたっては、次に示す事項について要望します。

#### **1 第3次小田原市行政改革実行計画の見直し**

第7次小田原市総合計画第1期実行計画の着実な推進を図るため、将来にわたる強固な行財政基盤を確立することが重要であり、さらなる行政改革に全庁を挙げて取り組む必要があることから、第3次小田原市行政改革実行計画の見直しに当たり、新たに、第4次小田原市行政改革実行計画を策定する必要がある。

#### **2 第4次小田原市行政改革実行計画策定の基本的な考え方**

将来にわたって持続可能な行政運営を推進するための目標及び取組を示す、新たな計画の策定にあたり、次のことを基本的な考え方とする。

- (1) 本計画は、第7次小田原市総合計画の基本構想に掲げた、まちづくりの目標である「市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち」を達成に向け、さらなる行政改革を推進するために策定する計画であり、市の総合計画や関連する計画や方針等との整合性を保つことが必要である。
- (2) 現行計画の目標や達成状況を踏まえつつ、時代潮流の変化や行政運営の現状など反映し、今後の行政改革の目指すべき具体的な目標を掲げるとともに、その実現に向けた施策や具体的な取組等を示すことが必要である。

### 3 第4次小田原市行政改革実行計画策定の基本的事項

新たな計画の策定における主な基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1章「計画の基本的事項」では、計画の位置付けとして、本計画が市の最上位計画である第7次小田原市総合計画の行政改革における個別計画であること。

現行計画の計画期間は令和9年度までであるが、第7次小田原市総合計画との整合を図るため、計画期間を前倒しし、令和8年度から令和14年度までの7年間とするとともに、令和10年度に見直しを図るものとする。

- (2) 第2章「小田原市の現況と課題」では、小田原市の現状を整理し、行財政運営上の課題を明らかにするとともに、現行計画の成果と課題を把握し、行政改革の目標や進め方、目標達成の指標や行政改革の方向性、計画の体系の構成に繋げること。

- (3) 第3章「行政改革の目標、進め方、指標、方向性、計画の体系」の「行政改革の目標」では、現行計画の目標や達成状況を踏まえつつ、社会情勢や現代の行財政運営上の課題等に対応する具体的な目標を設定すること。

「行政改革の目標」の達成を測る「指標」を設定し、令和14年度までの目標値を分かりやすく明示するとともに、「行政改革の目標」を実現するための「進め方」や「方向性」、そのための具体的な施策（推進項目、取組項目、推進体制など）を記載した「計画の体系」を図示すること。

また、行政改革の取組にあたっては、市役所全体での取組を推進し、全ての職員が行政改革に対する意識を高めていくことを示すこと。

- (4) 第4章「行政改革の推進項目」では、「計画の体系」に基づく推進項目や取組項目の具体的な内容について記載するとともに、取組項目ごとの指標を設定し、令和10年度までの目標値を分かりやすく明示すること。

- (5) 第5章「推進体制と進行管理」では、市全体として計画の推進に取り組む体制を明記するとともに、着実な進行管理を図る方法を示すこと。

行政改革の中心的役割となる「事務事業の見直し」の仕組みづくりを進めること、常に市民との意識共有を図っていくことを示すこと。

計画内容の構成に際しては、市民等に分かりやすい表記となるよう工夫し、専門用語を使用する場合には、用語解説を記載することなどの配慮が必要である。

さらに、計画の概要版を作成し活用することにより、広く市民に周知して協力を得るなどの対応が求められる。

以上を踏まえ、第4次小田原市行政改革実行計画の策定を行うとともに、当該計画をより実効性あるものとするため、施策の実施に際して市の積極的かつ真摯な取組により、計画の着実な推進を期待する。